

○ 東日本大震災に係る指定寄附金一覧表（財務省告示第 84 号）（平成 23 年 6 月 24 日現在）

	告示日等	寄附金の内容	指定寄附金の対象期間
1	平成 23 年 3 月 15 日 〔財務省告示 第 84 号〕	社会福祉法人中央共同募金会に対し、災害ボランティアや NPO 法人等が行う東日本大震災の被災者支援活動に要する費用に充てるために行った寄附金	平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
2	平成 23 年 4 月 27 日 〔財務省告示 第 143 号〕	認定 NPO 法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限りま	確認を受けた認定 NPO 法人ごとに異なりますので「 確認を受けた認定 NPO 法人一覧 」をご確認ください。
3	平成 23 年 5 月 20 日 〔財務省告示 第 174 号〕	公益社団法人又は公益財団法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限りま	確認を受けた公益社団法人又は公益財団法人ごとに異なりますので「 確認を受けた公益法人一覧（国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト） 」をご確認ください。
4	平成 23 年 6 月 10 日 〔財務省告示 第 204 号〕	公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定 NPO 法人（以下「公共・公益法人等」といいます。）に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限りま	確認を受けた公共・公益法人等ごとに異なりますので「 主務官庁の確認を受けた公共・公益法人等の一覧（財務省ホームページ） 」をご確認ください。
5	平成 23 年 6 月 24 日 〔財務省告示 第 209 号〕	全国商工会連合会に対し、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会又は都道府県商工会連合会が全国商工会連合会の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金	平成 23 年 3 月 17 日から同年 12 月 31 日まで
6	平成 23 年 6 月 24 日 〔財務省告示 第 209 号〕	日本商工会議所に対し、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金	平成 23 年 3 月 22 日から同年 12 月 31 日まで
7	平成 23 年 6 月 24 日 〔財務省告示 第 209 号〕	公益財団法人ヤマト福祉財団に対し、東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金	平成 23 年 6 月 24 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

【東日本大震災に係る指定寄附金を支出した場合の税務上の取扱い】

1 個人の方の税務上の取扱い（所得税関係）

個人の方が「東日本大震災に係る指定寄附金」を支出した場合には、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）

また、上表の 1 及び 2 の寄附金については、税額控除の適用を受けることもできます。

詳しくは、「[東日本大震災に係る義援金等に関する税務上（所得税、法人税）の取扱いについて](#)」をご覧ください。

2 法人の税務上の取扱い（法人税関係）

法人が「東日本大震災に係る指定寄附金」を支出した場合には、その全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）

※ この取扱いについて、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署にお尋ねください。